

令和 3年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報					
事務事業名		福祉タクシー助成事業		担当課	社会福祉課
総合計画	政策	健やかに暮らせるまち		計画期間	平成 6年度～
	施策	障がい者（児）福祉の推進		種別	任意の事務
	基本事業	在宅支援の充実		市民協働	
予算科目コード		01-030102-09 単独	根拠法令・条例等	守谷市福祉タクシー利用料金助成要綱	

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
重度の障がい者等が医療機関等への往復に要するタクシー料金の一部を助成するため、平成6年度に守谷市福祉タクシー利用料金助成要綱を制定した。	福祉タクシー券により、初乗り運賃相当額を助成する。 【対象者】 身体障がい者手帳1級・2級の方、療育手帳○A・Aの方、精神障がい者保健福祉手帳1級の方、難病患者の方、満70歳以上の高齢者のみの世帯で、市民税非課税の方 【助成内容】 年24枚（人工透析を実施している方は年48枚）のタクシー券を支給する。
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
重度障がい者又は70歳以上の高齢者のみの世帯に属する方に対して、医療機関への通院等に要するタクシー料金の一部を助成することで、移動手段の補完と経済的負担の軽減を図る。	
（参考）基本事業の目指す姿	
障がい者（児）が、自宅で日常生活を送る上での支障を軽減できるよう、支援を行う。	

事業の課題認識、改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点、現状分析、課題設定）	具体的内容とスケジュール
タクシー券交付（申請）者のうち、高齢者は年々増加傾向にある。障がい者は、身体障がい者手帳等でタクシー料金の割引や自動車税の減免があり、これらの制度を活用した方が経済的負担軽減になる。また。新たな交通支援策として、令和元年4月から高齢者を対象に、10月から障がい者を対象に加え、デマンド乗合交通が開始された。ただし、新型コロナウイルス感染症による外出自粛が考えられる。	令和4年度の事業は社会福祉課で行い、関係課や他市町村から情報を収集・整理を行い、社会福祉課で方向性を決定する。
改善内容（課題解決に向けた解決策）	
高齢福祉担当課、交通施策担当課との協議。	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
☐増加 ☐維持 ☐削減	

R02年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（R03年度の振り返り）	
R02年度の評価（課題）	R03年度の取組（評価、課題への対応）
障がい者や高齢者の移動手段を補完する制度として、関係課と事業実施方法の方向性について協議する。	医療機関への通院等に要するタクシー料金の初乗運賃相当額を助成した。 人工透析を実施している方 年48枚（福祉タクシー券2冊） その他の方 年24枚（福祉タクシー券1冊） 令和3年度に限り、新型コロナウイルスワクチン接種会場往復（2回分）用に4枚追加 （実績） 重度障がい者110名（うち、人工透析者14名）に交付 70歳以上の高齢者のみの世帯に属する者151名に交付

評価（指標の推移、今後の方向性）							
指標名	基準値（H26）	H29年度	H30年度	R01年度	R02年度	R03年度	目標値（R03）
申請者数（人）	210.00	237.00	312.00	262.00	254.00	261.00	262.00
タクシー券の利用枚数（枚）	2,809.00	3,004.00	3,410.00	3,312.00	2,487.00	3,036.00	2,620.00
成果の動向（→その理由）							
☐ 向上 ☒ 横ばい ☐ 低下	タクシー利用料金の一部（初乗り運賃相当分）を助成することにより、移動手段を確保し、病院などに通える環境を補完することや経済的負担を軽減することができた。また、申請者数は7人増加すると共に、新型コロナウイルスワクチン接種会場往復用を追加したことで、年間利用枚数が549枚増加した。						
今後の事業の方向性（→その理由）							
☐ 拡大 ☐ 縮小 ☐ 維持	☒ 改善・効率化 ☐ 統合 ☐ 廃止・終了	現状の問題点（利用者の半数以上が高齢者である・守谷市デマンド乗合交通により市内の移動については代替手段がある）を解消するため、障がい者や高齢者の移動手段を補完する制度として、関係課（健幸長寿課・都市計画課）と事業実施方法の方向性について協議する必要がある。 令和4年度は関係課や他市町村から情報を収集・整理を行い、社会福祉課で方向性を決定する。					

コストの推移						
項目		R01年度決算	R02年度決算	R03年度決算	R04年度予算	R05年度見込
事業費	計	2,480	1,905	2,291	2,600	2,600
	国・県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	2,480	1,905	2,291	2,600	2,600
正職員人工数（時間数）		88.00	136.00	102.00	0.00	0.00
正職員人件費		361	551	395	0	0
トータルコスト		2,841	2,456	2,686	2,600	2,600

令和 3年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報					
事務事業名		在宅障がい児福祉手当支給事業		担当課	社会福祉課
総合計画	政策	健やかに暮らせるまち		計画期間	昭和52年度～
	施策	障がい者（児）福祉の推進		種別	法定事務
	基本事業	在宅支援の充実		市民協働	
予算科目コード		01-030102-20 補助	根拠法令・条例等	守谷市在宅障害児福祉手当支給条例 同条例施行規則	

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
在宅の障がい児の保護者やその家族の労苦に報いるため、昭和52年に守谷市在宅障害児福祉手当支給条例を施行し、開始した。	年2回（4月、10月）に分けて、在宅障がい児の保護者を対象として手当（4,000円/月）を支給する。
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
在宅障がい児の保護者に手当を支給し、児童の介護に当たる保護者とその家族の精神的、身体的労苦に報い、その福祉の増進を図ることを目的とする。 ④介護にあたる保護者の経済的支援を図る。	
（参考）基本事業の目指す姿	
障がい児が、自宅で日常生活を送る上での支障を軽減できるよう、支援を行う。	

事業の課題認識、改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点、現状分析、課題設定）	具体的内容とスケジュール
守谷市在宅障害児福祉手当支給条例及び守谷市在宅障害児福祉手当支給条例施行規則に基づき、20歳未満の在宅障がい児の保護者を対象に、手当の支給を行っている。 月額4,000円の手当を年2回、約100名に支給している。 条例及び条例施行規則に基づき手当の支給を行う事務であり、特に課題等はない。	守谷市在宅障害児福祉手当支給条例及び守谷市在宅障害児福祉手当支給条例施行規則に基づき、手当の支給を継続して行っていく。
改善内容(課題解決に向けた解決策)	
条例及び条例施行規則に基づく事務であり、改善の余地はない。	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
☐ 増加 ☐ 維持 ☐ 削減	

R02年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（R03年度の振り返り）	
R02年度の評価（課題）	R03年度の実績（評価、課題への対応）
守谷市在宅障害児福祉手当支給条例及び守谷市在宅障害児福祉手当条例施行規則に基づき、20歳未満の在宅障がい児の保護者を対象に手当の支給を行っている。 条例及び条例施行規則に基づき手当の支給を行う事務であり、課題等はない。	守谷市在宅障害児福祉手当支給条例及び守谷市在宅障害児福祉手当支給条例施行規則に基づき、20歳未満の在宅障がい児の保護者を対象に手当を支給した。 月額4,000円 対象者117名に対し、延べ1,212月分支給 年2回払い（4月・10月）

評価（指標の推移、今後の方向性）							
指標名	基準値（H26）	H29年度	H30年度	R01年度	R02年度	R03年度	目標値（R03）
在宅障がい児福祉手当支給者数（人）	83.00	83.00	104.00	114.00	108.00	117.00	114.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果の動向（→その理由）							
☐ 向上 ☒ 横ばい ☐ 低下	守谷市在宅障害児福祉手当支給条例及び守谷市在宅障害児福祉手当支給条例施行規則に基づき対象者に手当を支給することで、在宅障がい児の保護者の経済的負担の軽減が図られている。						
今後の事業の方向性（→その理由）							
☐ 拡大 ☐ 縮小 ☒ 維持 ☐ 改善・効率化 ☐ 統合 ☐ 廃止・終了	守谷市在宅障害児福祉手当支給条例及び守谷市在宅障害児福祉手当支給条例施行規則に基づき事業を継続して実施する。						

コストの推移						
項目		R01年度決算	R02年度決算	R03年度決算	R04年度予算	R05年度見込
事業費	計	4,784	4,708	4,848	5,036	5,472
	国・県支出金	519	483	526	558	578
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	4,265	4,225	4,322	4,478	4,894
正職員人工数（時間数）		110.00	78.00	94.00	0.00	0.00
正職員人件費		451	316	364	0	0
トータルコスト		5,235	5,024	5,212	5,036	5,472

令和 3年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報				
事務事業名		難病患者福祉手当支給事業		担当課
総合計画	政策	健やかに暮らせるまち		計画期間
	施策	障がい者（児）福祉の推進		種別
	基本事業	在宅支援の充実		市民協働
予算科目コード		01-030102-21 単独	根拠法令・条例等	守谷市難病患者福祉手当支給要綱

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか） 手当支給申請時において引き続き6箇月以上守谷市に住所を有する難病患者又はその保護者に対し、年額2万円の手当を支給する。ただし、生活保護等公的扶助を受給している方を除く。
難病患者とその家族の労苦に報いるため、平成20年に守谷市難病患者福祉手当支給要綱を定め、平成21年度から事業を開始した。	
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
手当を支給することにより、難病患者とその家族の労苦を見舞うとともに、その福祉の増進を図る。 難病患者が日常生活を送る上での経済的負担軽減を図る。	
（参考）基本事業の目指す姿	
難病患者が、自宅で日常生活を送る上での支障を軽減できるよう、支援を行う。	

事業の課題認識，改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点，現状分析，課題設定）	具体的内容とスケジュール
守谷市難病患者福祉手当支給要綱に基づき，守谷市に6か月以上住所を有する難病患者又は難病患者の保護者に対し，手当の支給を行っている。 年額2万円の手当を年1回，約400名に支給している。 要綱に基づき手当の支給を行う事務であり，課題等はない。	守谷市難病患者福祉手当支給要綱に基づき，手当の支給を継続して行っていく。
改善内容(課題解決に向けた解決策)	
要綱に基づく事務であり，改善の余地はない。	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
☐ 増加 ☐ 維持 ☐ 削減	

R02年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（R03年度の振り返り）	
R02年度の評価（課題）	R03年度 of 取組（評価、課題への対応）
守谷市難病患者福祉手当支給要項に基づき、守谷市に6か月以上住所を有する難病患者又は難病患者の保護者に対し、年額2万円の手当を年1回支給している。 要綱に基づき、手当の支給を行う事務であり、課題等はない。	守谷市難病患者福祉手当支給要項に基づき、市に6か月以上住所を有する難病患者又は難病患者の保護者に対し、手当を支給した。 年額20,000円

評価（指標の推移、今後の方向性）							
指標名	基準値（H26）	H29年度	H30年度	R01年度	R02年度	R03年度	目標値（R03）
難病患者数（人）	440.00	483.00	498.00	554.00	615.00	557.00	615.00
受給者数（人）	338.00	397.00	384.00	395.00	415.00	442.00	415.00
成果の動向（→その理由）							
■ 向上 □ 横ばい □ 低下	茨城県から指定難病特定医療費受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証又は先天性血液凝固因子障害医療受給者証の交付を受けた難病患者数及び受給者数は増加しており、手当を支給することで経済的負担の軽減を図った。						
今後の事業の方向性（→その理由）							
□ 拡大 □ 縮小 ■ 維持	□ 改善・効率化 □ 統合 □ 廃止・終了	難病患者やその家族に日頃の労苦の見舞いと経済的な負担軽減を図るために支給している手当であり継続して実施する。					

コストの推移						
項目		R01年度決算	R02年度決算	R03年度決算	R04年度予算	R05年度見込
事業費	計	7,900	8,300	8,860	9,160	9,620
	国・県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	7,900	8,300	8,860	9,160	9,620
正職員人工数（時間数）		828.00	120.00	113.00	0.00	0.00
正職員人件費		3,397	486	437	0	0
トータルコスト		11,297	8,786	9,297	9,160	9,620